

泉大津市立小・中学校講師（常勤・非常勤）募集要項

令和7年7月

泉大津市教育委員会事務局 指導課

泉大津市教育委員会では、泉大津市立小学校・中学校において、講師(常勤・非常勤)として勤務を希望する方を募集します。

1 応募資格

次の(1)～(2)のいずれかに該当し、かつ(3)及び(4)に該当しない方

(1) 応募時点で有効な教育職員免許状を有する方

※令和4年7月1日をもって教員免許更新制が解消されました。免許状失効状態の方も再授与申請を行うことで有効期限のない免許状を取得することができます。

(2) 中学校教員免許状を有する方で小学校での勤務を希望する方(登録には一定の要件があります。)

(3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当する者

※学校教育法第9条第一号の「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には次の方も含まれます。

① 拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者

② 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者

(4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)

2 勤務条件等についての概要

業務内容	常勤講師
任用形態	期間の定めあり（欠員に応じての採用となります）
条件付き	条件付き採用期間なし
採用期間	
勤務地	泉大津市内の公立小・中学校
給与	<p>大阪府の任用条件に準ずる (参考)</p> <ul style="list-style-type: none">・基本給与（給料+教職調整額+地域手当+義務教育等教員特別手当） 大学新卒（4年制）約261,000円 短大新卒（2年制）約238,000円・昇給 なし <p>※ 任用の都度、給料月額が決定されます（一回計年度内において更新する場合を除く）</p> <ul style="list-style-type: none">・諸手当

	<p>扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じて支給</p> <p>※扶養、住居手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当を支給。ただし、任用期間満了日が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。通勤手当については、任用期間に応じて支給されます。</p> <p>※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出を行ってください。 (任用期間が引き続かない場合は、改めての届出が必要です。)</p> <p>※教員特殊業務手当（修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当）は、実績があつた翌月に支給されます。</p> <p>※期末手当、勤勉手当は基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当 <p>引き続き6月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。</p> <p>新たな任用が引き続く場合は在職期間として通算し、最後の退職の際に支給します。</p>
支払日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給与・諸手当 <p>月の1日から末日までの期間について、17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に、その月の月額が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当 <p>一般の退職手当の支払いは、原則として、退職日から1月以内に支給されます。</p>
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間 <p>週当たり38時間45分 (月～金／勤務日、土・日／週休日、祝日・12/29～1/3／休日) 昼間に授業を行う学校又は課程／8時30分から17時00分（休憩時間45分：11時00分から14時00分までの間に置く） 夜間に授業を行う学校又は課程／13時15分から21時45分（休憩時間45分：14時00分から17時45分までの間に置く）</p> <p>※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。</p>
休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務あり <p>※職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条に該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇 <p>年次有給休暇は1年間につき20日付与。 計算式（任用期間の日数÷365日※）×20日（小数点以下は切り捨て） ※2/29を含む場合は366日 ※4月1日から3月31日まで発令された場合は、20日。 特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。（例）結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等</p>
保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険 <p>任用期間が31日以上6月末満の方のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない方は適用となります。</p> <p>なお、「職員の退職手当に関する条例」に定める「失業者の退職手当（※雇用保険の失業給付に相当する職員の退職手当に関する条例上の制度）」については、引き続く勤続期間が12月以上（65歳以上で退職する者は6月以上）で一定の要件を満たす場合に対象になります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険及び年金制度 <p>任用の日から健康保険制度については、公立学校共済組合の組合員となります(※)。公立学校共済組合では、公立学校の教職員及びその被扶養者を対象に、短期給付（病気、ケガ等への医療給付等）や人間ドックなどの保健事業等を行っています。</p> <p>(※)任用の前日まで任意継続制度に加入していた場合は、任意継続組合員の退会手続きが必要となります。退会手続きは、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。また、任用期間終了後に公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員となるには、組合員期間(任意継続組合員であった期間は含みません)が1年と1日以上継続している必要があります。なお、年金制度については、採用形態により加入する制度が異なります。</p> <p>【臨時の任用】一般厚生年金（日本年金機構）適用</p> <p>【年金受給の注意事項】：老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 <p>任期付講師等の任用により、公立学校共済組合の健康保険及び年金制度について適用の場合は、大阪府から支給します。但し、任用後15日以内に手続きが必要です。</p> <p>講師や臨時講師等の任用により、公立学校共済組合の健康保険に加入、年金制度について一般厚生年金（日本年金機構）適用の場合は、泉大津市での支給となります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険 <p>40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となりますので、介護掛金の徴収があります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害補償 <p>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによります。</p>
服務	地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。
任命権者	大阪府教育委員会

《参考》

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、

当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続き（常勤講師）

(1) 応募期間 随時募集 ※電話による応募も可

(土・日・祝日を除く 午前8時45分～午後5時15分)

(2) 必要書類

①履歴書（様式任意）

②教員免許状（原本）※郵送の場合はコピーで結構です。

(3) 申込先

・持参する場合 泉大津市役所3階 教育委員会事務局 指導課

・郵送する場合 「常勤講師応募書類在中」と朱書きした封筒に入れて簡易書留にて送付

(送付先) 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市教育委員会事務局 指導課

※ 非常勤講師に応募の方は、別途お問い合わせください。

4 その他

(1) 応募時、または応募後に面接を実施いたします。

(2) 採用は、応募の順番によらず、面接結果や教科等の諸条件によって決定します。

(3) 具体的な勤務条件は、採用時の勤務条件明示書により確認してください。

(4) 来年度の講師を希望される方もお気軽にお問い合わせください。

5 問い合わせ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市教育委員会事務局 指導課

(電話) 0725-33-1131 (内線) 2310